

京都市都市計画ニュース

都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業

予定地の都市計画の見直しについて

～長期未着手区域の廃止を進めます～

京都市印刷物第255015号
平成25(2013)年7月15日
発行：京都市都市計画局
都市企画部都市計画課
電話：075-222-3505
ファックス：075-222-3472
電子メール：tokeika@city.kyoto.jp



「都市計画公園 20箇所, 16.7ha」「土地区画整理事業 13地区, 974.6ha」を廃止※することとし、都市計画変更原案を作成しましたので、皆様のご意見を募集するとともに、説明会をご案内いたします。
なお、今回の見直しでは現在ご利用中の公園や現在事業中の土地区画整理事業を廃止することはありません。(※区域の一部廃止を含む)

京都市では、平成24年度から学識経験者等で構成された「京都市都市計画施設等見直し検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置し、公園・緑地及び土地区画整理事業予定地の都市計画の見直しを進めています。検討委員会では、見直しの考え方や手順等である「見直し指針(平成24年12月策定)」に基づき、都市計画により定めた予定地に関する存続又は廃止の素案を作成しました。この見直し素案について、皆様からのご意見を頂くため、本年2月から1箇月間、意見募集を実施し、頂いたご意見も踏まえ「都市計画変更原案」を作成しました。

今後は、「都市計画変更原案」に関する説明会や公聴会を開催する等、都市計画法に基づく手続きを進めます。また、平成25年7月16日から平成25年8月15日までの期間、「都市計画変更原案」に関するご意見を募集します。

公園・緑地の都市計画とは？

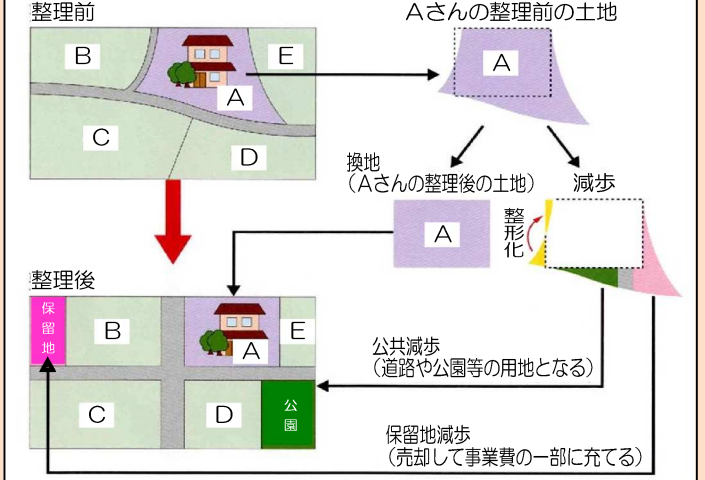
計画的に公園・緑地の整備を行うため、将来、公園・緑地を整備する予定地をあらかじめ都市計画に定めています。この予定地を「都市計画公園・緑地」といいます。都市計画に定めた予定地では、将来の公園・緑地の整備を円滑に行うため、3階建て以下の建築物でないと建築できない等の建築規制がかかります(マンション等の高層建物が建つと、事業時の移転に多大な費用や合意に時間がかかるため)。

土地区画整理事業の都市計画とは？

土地区画整理事業とは、一定の区域を対象に、公共施設(道路や公園等)と土地の区画を一体的に整備する総合的なまちづくり手法の一つであり、地権者から少しずつ土地を提供(減歩)してもらい、この土地を道路や公園等の公共用地の一部や事業資金に充てるための土地(保留地)の一部として活用します。

京都市では、将来、土地区画整理事業を行う予定地を都市計画に定めていますが、建築規制はかけていません。

土地区画整理事業の仕組み

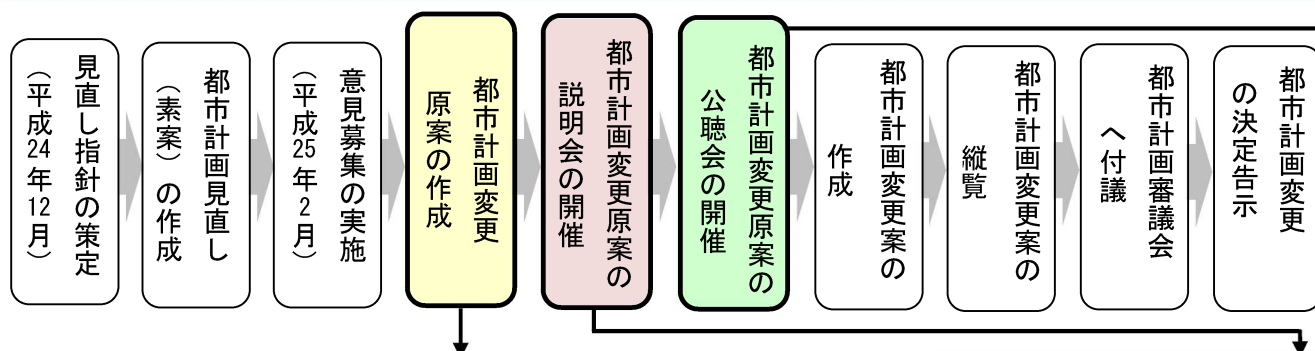


なぜ見直しが必要なの？

市内には、都市計画に定めているにもかかわらず、長年にわたり事業に着手していない公園・緑地及び土地区画整理事業の予定地があります。戦前に決定したものではありません。公園・緑地や土地区画整理事業の必要性を判断した社会経済状況は大きく変化しています。また、公園・緑地の予定地内で建築物を建てる場合は、建築規制がかかる等、土地利用に少なからず影響を与えています。

このため、これまでに都市計画に定めた公園・緑地及び土地区画整理事業については、今後も将来にわたり整備を目指す必要があるのか、現在の社会経済状況に応じた見直しが必要です。

1 見直しの流れ、意見募集、説明会等のご案内



公聴会のご案内

9月上旬に公聴会の開催を予定しています。開催の日時、場所等は、市民しんぶんやホームページでお知らせいたします。公聴会：都市計画変更原案に対する意見を述べる事ができる場のことです。

都市計画変更原案の閲覧方法

都市計画課の窓口及び京都市情報館(京都市ホームページ)で今回の都市計画変更原案に関する資料を閲覧できます。

都市計画変更原案に関するご意見の受付期間

平成25年7月16日(火)から平成25年8月15日(木)まで

都市計画変更原案に関するご意見の提出方法

今回の都市計画変更原案に関するご意見を記述した文章(様式は自由)を郵送、ファックス、電子メール、ホームページ内の「意見送信フォーム」のいずれかでお寄せください。また、土・日・祝日を除く上記受付期間のうち、8時45分から17時30分までの間で、都市計画課(京都市役所北庁舎2階)に直接ご持参いただくこともできます。

◆ご意見の提出先、お問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市 都市計画局 都市企画部 都市計画課 宛
電話：075-222-3505 ファックス：075-222-3472
電子メール：tokeika@city.kyoto.jp
ホームページ：http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/55-5-0-0-0-0-0-0-0.html

説明会のご案内

「都市計画変更原案」に関する説明会を下記の日程で開催します。事前申込みは不要ですが、会場の定員の都合で入場できない場合があります。詳細は都市計画課の窓口へお問合せいただくか、都市計画課ホームページをご覧ください。

それぞれの説明会では、「説明の対象区」内の公園・緑地及び土地区画整理事業について説明を行います。

開催日	開催場所	説明の対象区
平成25年7月25日(木)	右京区総合庁舎5階大会議室1	右京区、西京区
平成25年7月30日(火)	伏見区総合庁舎1階ホール	伏見区
平成25年8月1日(木)	中京区総合庁舎4階第1,2会議室	中京区、東山区、山科区
平成25年8月6日(火)	元京都市立山王小学校体育館	下京区、南区
平成25年8月8日(木)	左京区総合庁舎1階大会議室	北区、上京区、左京区

開催時間：各回共通 19:00~20:30(18:45開場)

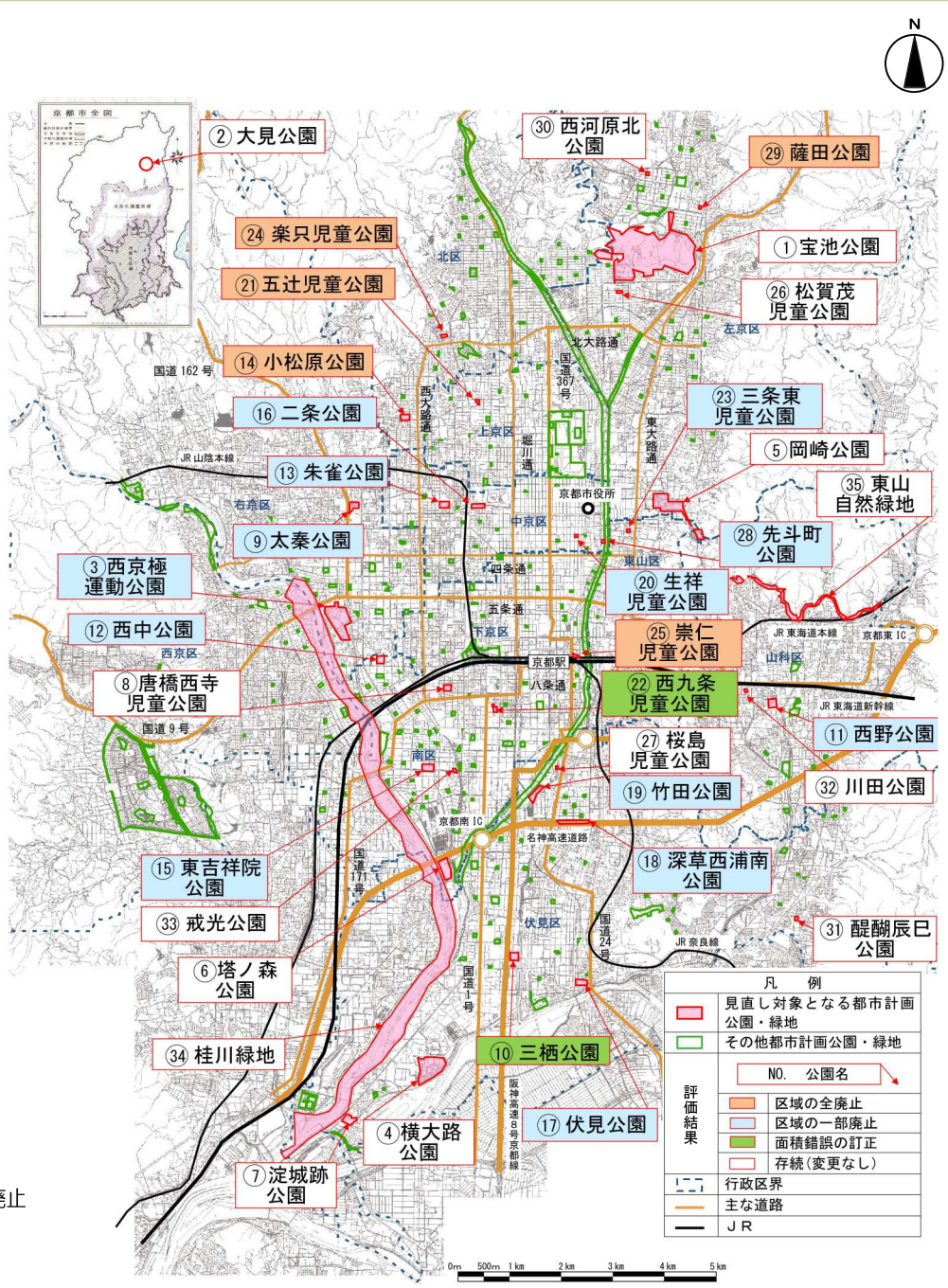
※説明会へお越しの際は公共交通機関をご利用下さい。

2 都市計画変更原案の概要（公園・緑地）

公園・緑地の見直し対象の一覧

NO.	種別	名称	都市計画決定後の経過年数	計画面積 (ha)	未着手面積 (ha)	評価結果	廃止面積 (ha)
①	広域	宝池公園	70年	128.9	66.2	存続 (変更なし)	0
②	〃	大見公園	32年	107.3	107.3	存続 (変更なし)	0
③	運動	西京極運動公園	50年	19.1	1.0	区域の一部廃止	1.0
④	〃	横大路公園	39年	18.4	2.1	存続 (変更なし)	0
⑤	総合	岡崎公園	53年	15.0	1.0	存続 (変更なし)	0
⑥	地区	塔ノ森公園	39年	5.4	5.4	存続 (変更なし)	0
⑦	〃	淀城跡公園	11年	3.4	1.7	存続 (変更なし)	0
⑧	近隣	唐橋西寺児童公園	76年	1.2	0.1	存続 (変更なし)	0
⑨	〃	太秦公園	72年	1.9	1.8	区域の一部廃止	1.8
⑩	〃	三栖公園	72年	2.5	0.2	面積錯誤の訂正	0
⑪	〃	西野公園	70年	2.6	2.5	区域の一部廃止	2.5
⑫	〃	西中公園	69年	2.7	2.6	区域の一部廃止	2.6
⑬	〃	朱雀公園	69年	3.1	1.2	区域の一部廃止	1.2
⑭	〃	小松原公園	67年	2.3	2.3	区域の全廃止	2.3
⑮	〃	東吉祥院公園	67年	2.9	1.9	区域の一部廃止	1.9
⑯	〃	二条公園	66年	2.2	1.6	区域の一部廃止	1.6
⑰	〃	伏見公園	65年	2.5	0.2	区域の一部廃止	0.2
⑱	〃	深草西浦南公園	46年	1.7	0.2	区域の一部廃止	0.1
⑲	〃	竹田公園	39年	2.5	0.4	区域の一部廃止	0.1
⑳	街区	生祥児童公園	66年	0.13	0.06	区域の一部廃止	0.06
㉑	〃	五辻児童公園	66年	0.22	0.22	区域の全廃止	0.22
㉒	〃	西九条児童公園	64年	1.13	0.56	面積錯誤の訂正	0
㉓	〃	三条東児童公園	53年	0.17	0.08	区域の一部廃止	0.08
㉔	〃	楽只児童公園	62年	0.31	0.31	区域の全廃止	0.31
㉕	〃	崇仁児童公園	60年	0.42	0.42	区域の全廃止	0.42
㉖	〃	松賀茂児童公園	56年	0.54	0.34	存続 (変更なし)	0
㉗	〃	桜島児童公園	54年	0.22	0.11	存続 (変更なし)	0
㉘	〃	先斗町公園	52年	0.15	0.09	区域の一部廃止	0.09
㉙	〃	薩田公園	45年	0.20	0.20	区域の全廃止	0.20
㉚	〃	西河原北公園	24年	0.22	0.22	存続 (変更なし)	0
㉛	〃	醍醐辰巳公園	24年	0.34	0.01	存続 (変更なし)	0
㉜	〃	川田公園	21年	0.25	0.02	存続 (変更なし)	0
㉝	〃	戒光公園	20年	0.32	0.32	存続 (変更なし)	0
㉞	緑地	桂川緑地	42年	488.5	461.2	存続 (変更なし)	0
㉟	〃	東山自然緑地	40年	20.4	1.8	存続 (変更なし)	0
合計				839.1	665.7	廃止合計	16.7

区域の全廃止：計画区域が全て未着手であり、計画区域の全てを廃止
区域の一部廃止：計画区域の一部が未着手であり、未着手区域の全てを廃止又は一部を廃止
面積錯誤の訂正：計画面積を計画区域に合わせて訂正
※1 都市計画公園・緑地の開園済又は事業中の区域は廃止しません。
※2 都市計画決定後の経過年数は平成25年3月31日現在のものです。

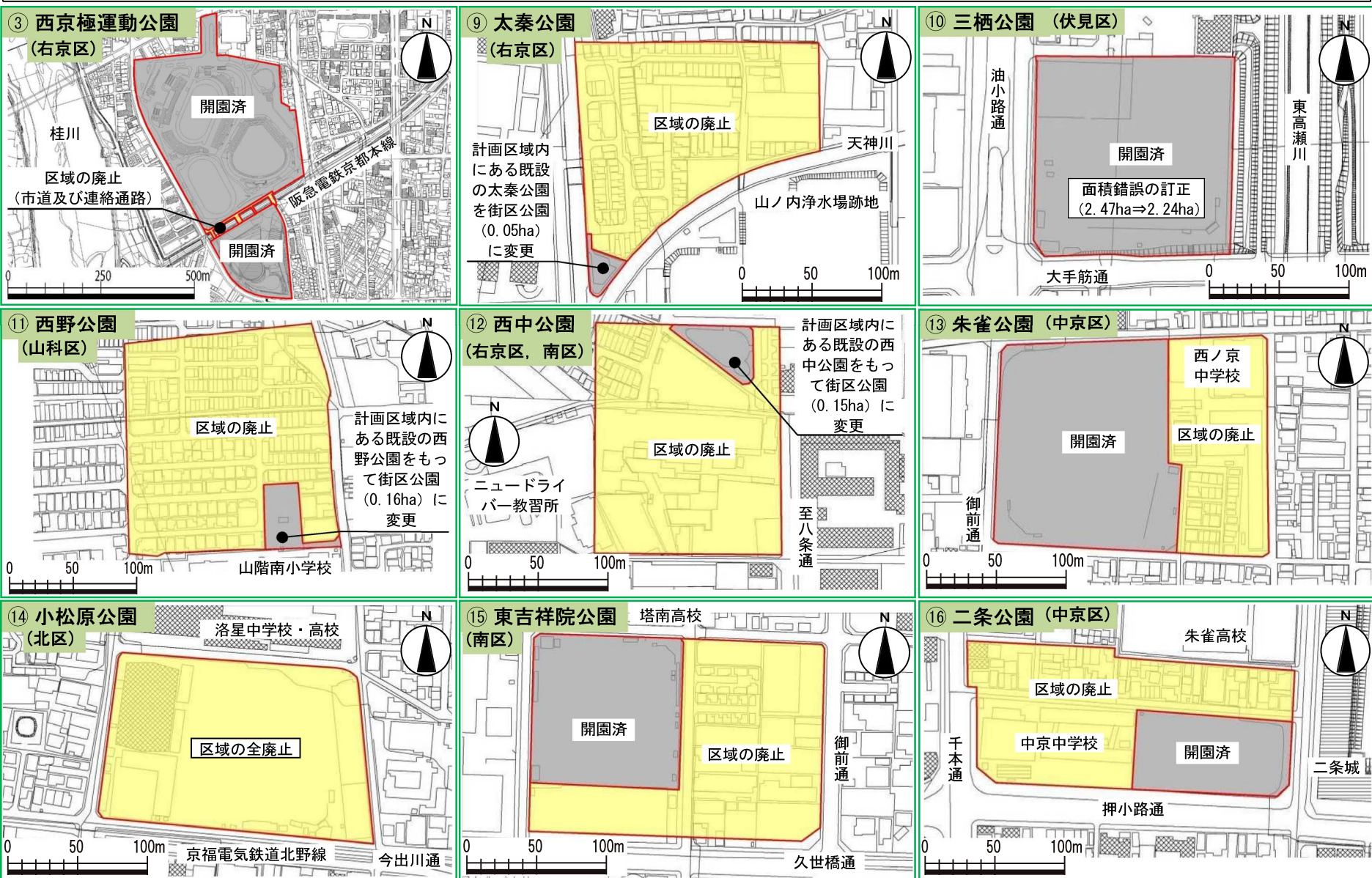


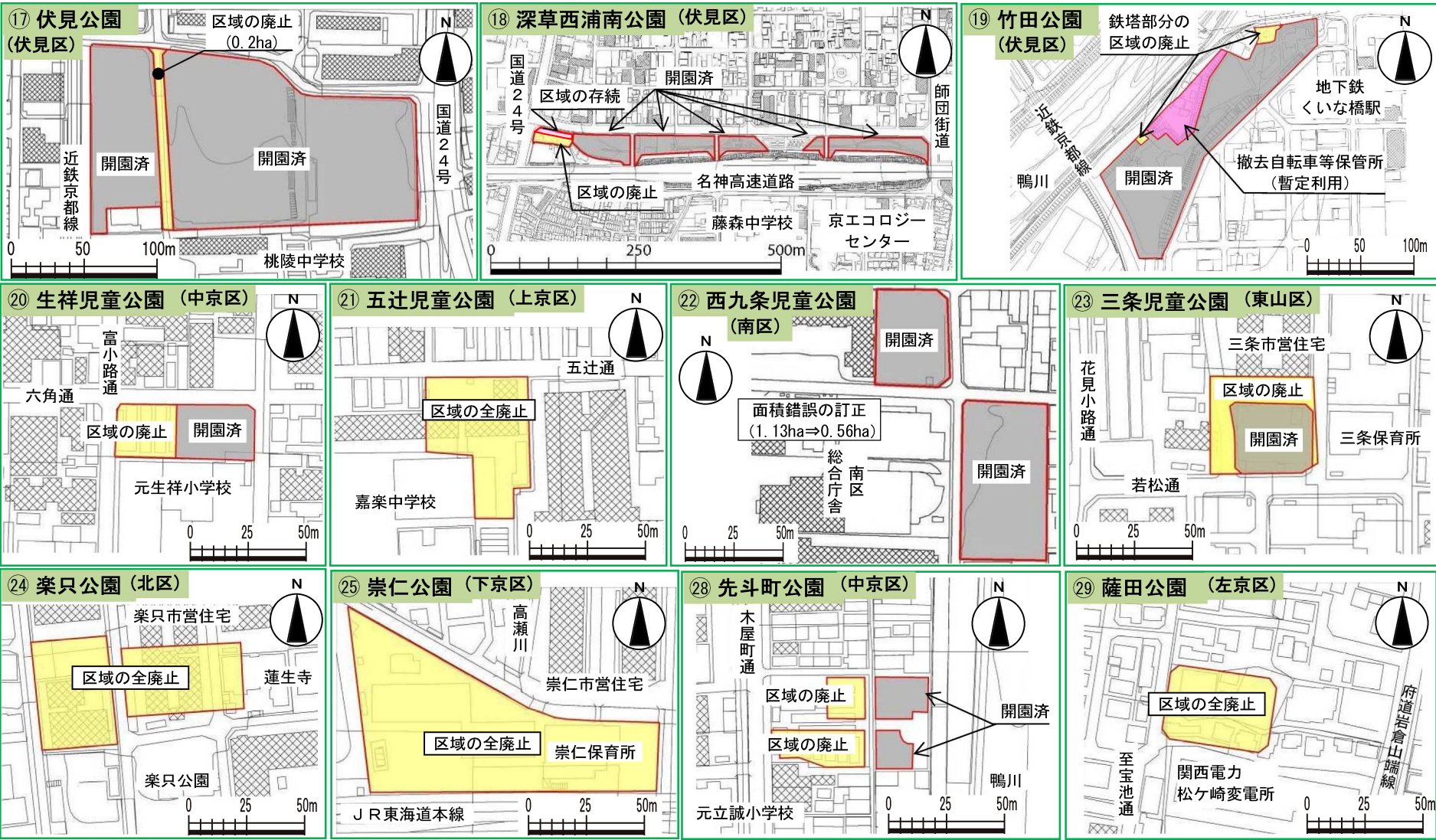
図面の凡例 図面は、都市計画手続きを進める公園を記載しております。

存続 (現在、公園を整備しようと計画しており、今後も整備を目指す区域)

廃止 (現在、公園を整備しようと計画しているが、今後、整備することをやめる区域)

存続 (開園済) (現在、公園として利用できる区域で、今後も公園として利用いただける区域)





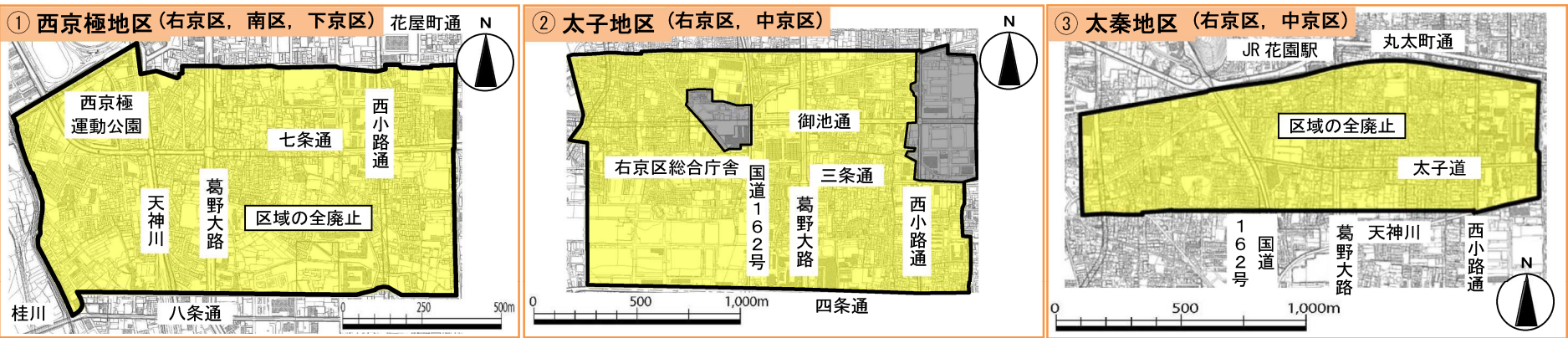
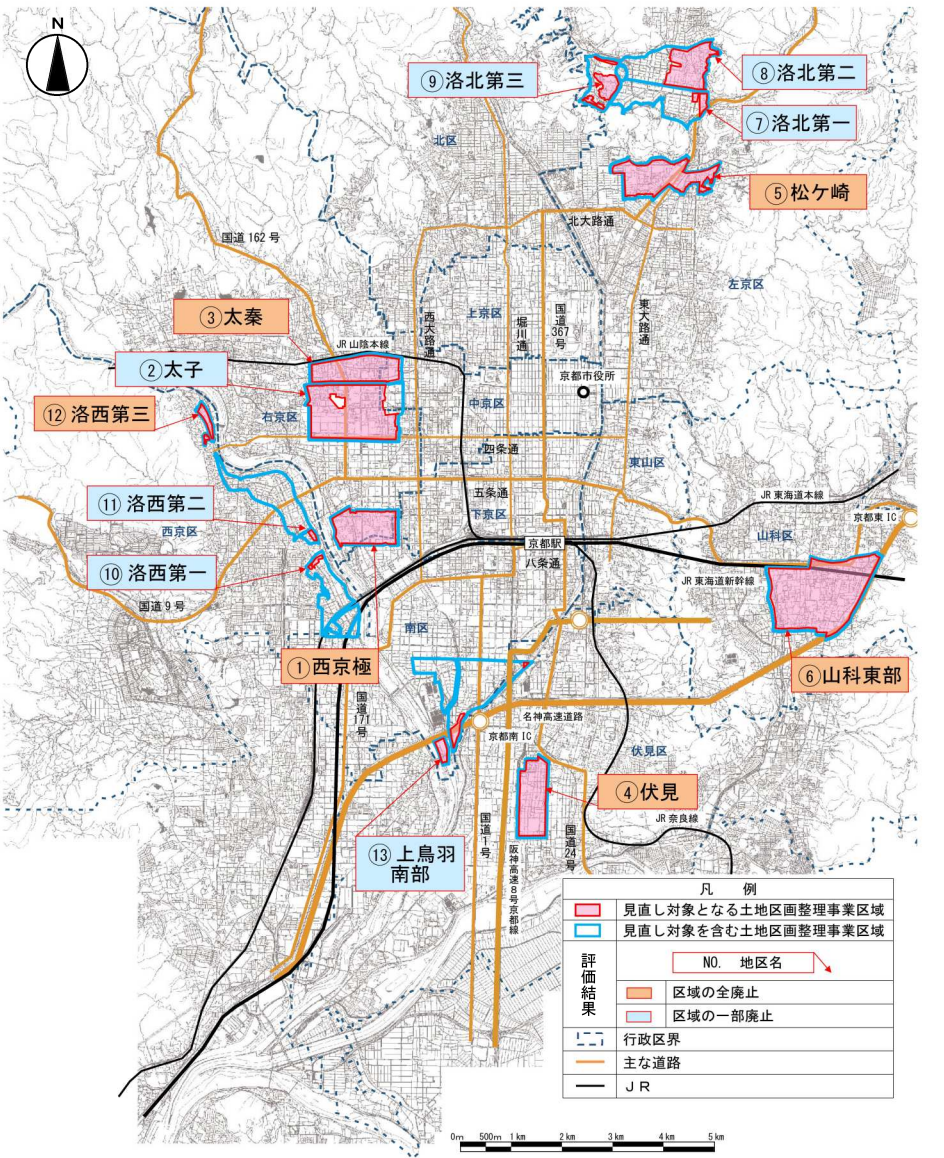
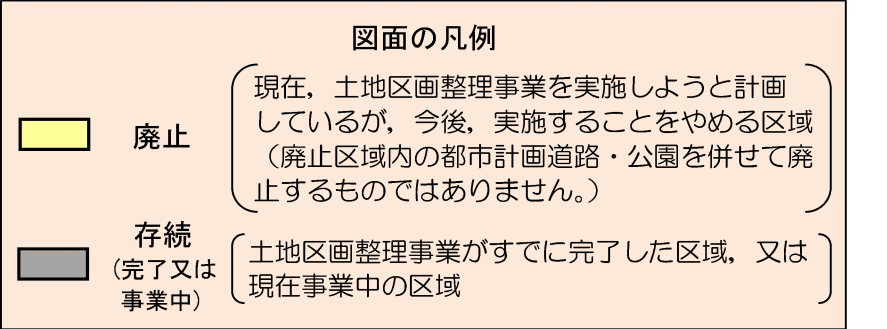
※⑱深草西浦南公園については、都市計画の見直し(素案)から、廃止区域の一部を存続区域に見直しました。

3 都市計画変更原案の概要（土地区画整理事業）

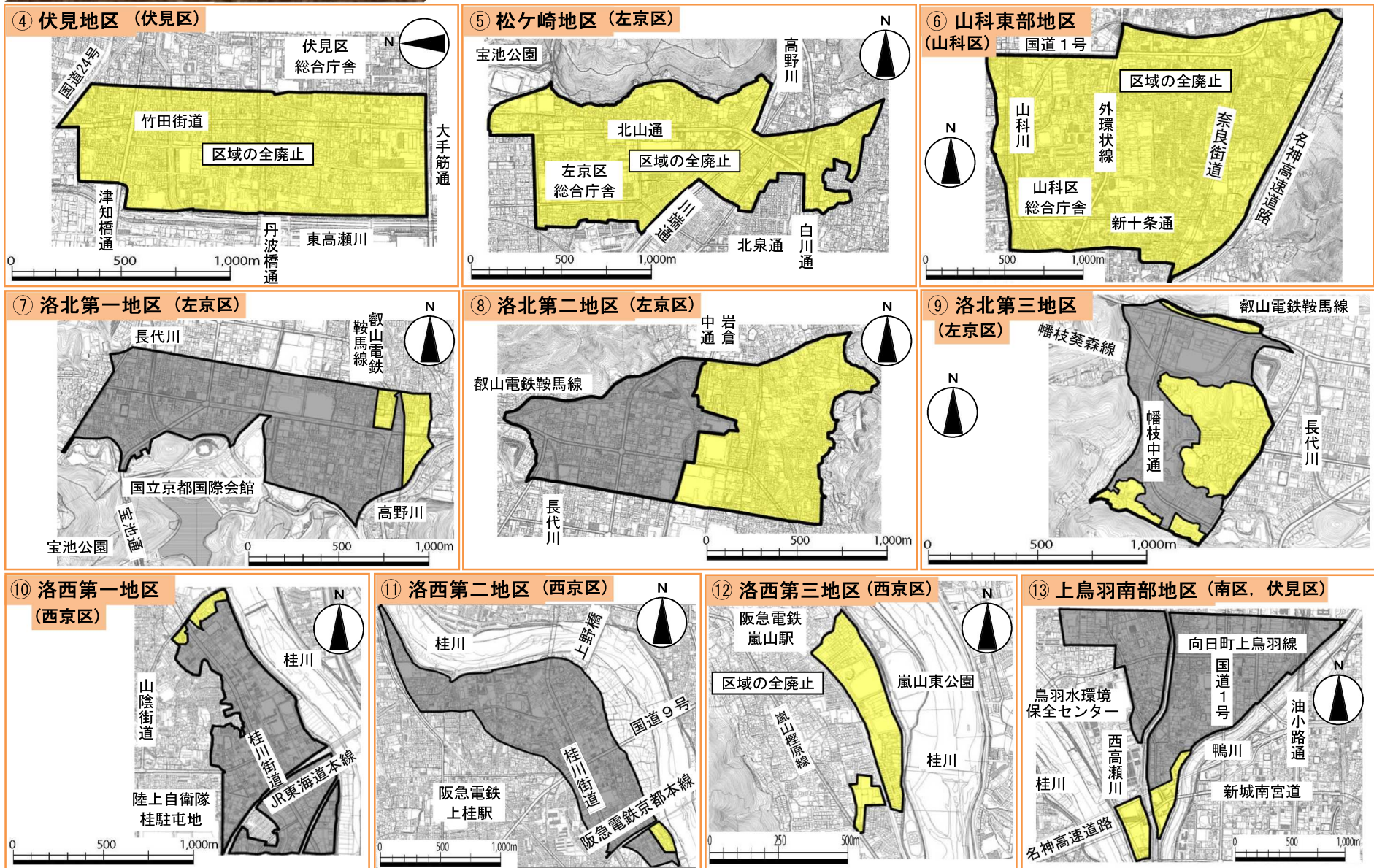
土地区画整理事業の見直し対象の一覧

NO.	名称	都市計画 決定後の 経過年数	計画 面積 (ha)	未着手 面積 (ha)	評価結果	廃止 面積 (ha)
①	西京極地区	74年	97.2	97.2	区域の全廃止	97.2
②	太子地区	74年	227.1	206.3	区域の一部廃止	206.3
③	太秦地区	74年	100.2	100.2	区域の全廃止	100.2
④	伏見地区	53年	85.2	85.2	区域の全廃止	85.2
⑤	松ヶ崎地区	51年	101.5	101.5	区域の全廃止	101.5
⑥	山科東部地区	49年	251.6	251.6	区域の全廃止	251.6
⑦	洛北第一地区	47年	94.5	9.8	区域の一部廃止	9.8
⑧	洛北第二地区	45年	120.0	66.7	区域の一部廃止	66.7
⑨	洛北第三地区	45年	55.5	22.9	区域の一部廃止	22.9
⑩	洛西第一地区	41年	79.0	5.9	区域の一部廃止	5.9
⑪	洛西第二地区	41年	98.1	1.5	区域の一部廃止	1.5
⑫	洛西第三地区	41年	10.0	10.0	区域の全廃止	10.0
⑬	上鳥羽南部地区	41年	166.8	15.8	区域の一部廃止	15.8
合計			1,486.7	974.6	廃止合計	974.6

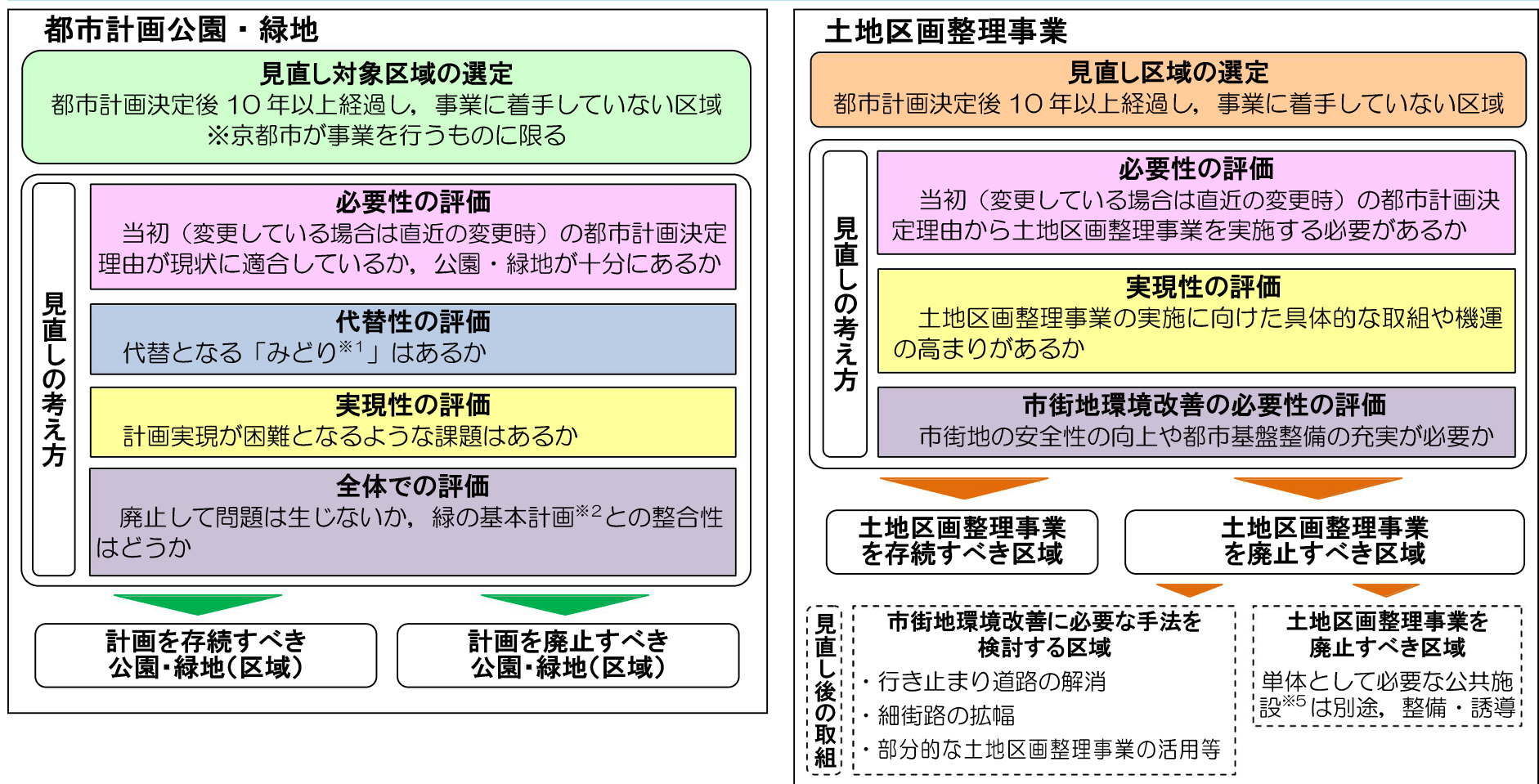
区域の全廃止：計画区域が全て未着手であり、計画区域の全てを廃止
区域の一部廃止：計画区域の一部が未着手であり、未着手区域の全てを廃止
※1 土地区画整理事業の完了又は事業中の区域は廃止しません。
※2 都市計画決定後の経過年数は平成25年3月31日現在のものです。



抜き取ってお読みください



参考「見直し指針(平成 24 年 12 月策定)」の概要



- ※1 「みどり」：今回の見直しでは、公園・緑地をはじめとして、社寺、河川、地域制緑地※³、学校等の緑被地※⁴としております。
- ※2 緑の基本計画：市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。京都市では「京都市緑の基本計画」を平成 22 年 2 月に策定しています。その中で、平成 37 年までの公園整備の目標値として、市民一人当たりの公園面積 10 m²を掲げています（平成 22 年度末時点において京都市では 4.7 m²）。
- ※3 地域制緑地：一定の区域に対し、土地利用を規制することで、良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として、法律等で指定する緑地
- ※4 緑被地：樹木や草で覆われた土地（今回の見直しでは裸地（樹木や草で覆われてなくても自然的環境の状態にある土地）や水面も含む。）
- ※5 公共施設：地域に密着した生活道路、公園や都市の骨格となる幹線道路等

「都市計画変更原案」に関する資料やこれまでの意見募集におけるご意見とご意見に対する見解等については、都市計画課（北庁舎 2 階）の窓口のほか京都市情報館（京都市ホームページ）でご覧いただけます。今回のご意見の提出に関する「意見送信フォーム」もこちらです。

URL <http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/55-5-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

京都市情報館（京都市ホームページ）⇒ トップページ ⇒ まちづくり ⇒ 都市計画 ⇒ 都市計画施設等の見直し

説明を必要とされる場合やご不明な点がございましたら、都市計画課へご連絡下さい。

京都市 都市計画局 都市企画部 都市計画課 電話：075-222-3505

都市計画施設等の見直し

検索